

広島県告示第百十三号

令和二年広島県告示第七百八十九号（令和二年度地籍調査事業計画）の一部を次のように変更する。

令和三年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる内容を変更後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

変更後		変更前	
一 地籍調査本体事業		一 地籍調査本体事業	
調査を行う者の名称	調査地域	調査を行う者の名称	調査地域
庄原市	(略)	庄原市	(略)
(略)	(略)	東広島市	安芸津町木谷の一部
(略)	(略)	(略)	(略)
北広島町	大朝の一部、川戸の一部、寺原の一部、川井の一部、川東の一部	北広島町	大朝の一部、川戸の一部、寺原の一部、川井の一部
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
二 (略)		二 (略)	
二 (略)		三 官民境界等先行調査	
		調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域
		海田町	南つくも町地内外
			調査期間
			交付決定の日
			令和三年三月二日